室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生入学料免除要項

平成 26 年 3 月 17 日 学 長 伺 定

(目的)

第1条 この要項は、室蘭工業大学大学院博士後期課程に入学する社会人学生に対し、入学 料免除による支援を行うことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要項の社会人学生とは、以下の者をいう。
 - (1) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条に規定する教育研究指導 を受けようとする者
 - (2) 前号以外の者で、定職を有している者

(免除対象者)

第3条 免除対象者は、前条に規定する社会人学生の入学者であり、人物・能力ともに優れている者とする。

(免除金額)

第4条 免除額は、入学料相当額とする。

(申請期間)

第5条 申請者の該当する入学手続き期間と同様とする。

(免除の手続き)

- 第6条 入学料免除を希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1)室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生入学料免除申請書
 - (2)室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生入学料免除推薦書
 - (3)在職証明書
 - (4) その他必要な書類

(選考)

第7条 書類審査の上、学長が選考する。

附則

この要項は、平成26年3月17日から実施し、平成26年度入学者から適用する。